

吉備中央町立豊野小学校 いじめ防止基本方針

平成30年9月 策定（令和3年4月 改定）

いじめに関する現状と課題

・本校においては、いじめに該当する事例は報告されていない。しかし、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ということを十分認識しておく必要がある。
・相手の気持ちを考え行動できる児童が多いが、一部に自己中心的なものの見方・考え方で行動し、相手に迷惑をかけていることに気づいていない児童もおり、いじめにつながらないように指導を継続している。一人一人の児童がもつ背景や課題が、学校生活において様々な問題行動につながる可能性がある。学区内に児童養護施設もあり、常に「未然防止・早期発見」に重点を置き、家庭・園・関連機関と連携を図りながら取り組んでいきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、すべての児童に「いじめは決して許されない、人権を侵害する行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな道徳心を育み、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う必要がある。
・いじめ防止、早期発見、いじめへの対処に保護者、地域関係者と連携を図りながら、教職員がチームとなって適切かつ迅速に取り組んでいく。

<重点となる取組>

- ・道徳、学級活動等の授業を通して、いじめを許さないという意識の高揚をはかる。
- ・「縦割り班」「交流学年」「学級」遊びを行うなど、遊びを通して良好な人間関係づくりを育む。
- ・児童のインターネットの利用実態を踏まえ、学年の発達段階に応じて情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会、学級懇談会等、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・いじめを確認したときは、必要に応じて保護者会を開く。
- ・学校評議員会(年3回)で学校の様子について伝え、地域で見守る体制を作り、早期発見に努める。
- ・児童養護施設との連絡会を定期的(月1回)に行い、本施設から通う児童の情報交換を行う。
- ・インターネット上のいじめの問題やSNS等の正しい使い方について啓発のための研修会を行ったり文書を配布したりする。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針の策定・見直し、ならびに年間計画の作成・実施・検証・修正。いじめの相談窓口、発生事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回(学期ごと) (・必要に応じて)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・職員会議等で全教職員に周知。緊急の場合は、終礼等で随時伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
必要によりカウンセラー、PTA会長、民生委員
必要によりスクールソーシャルワーカー等
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、(当該学年)

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・吉備中央町教育委員会、各児童相談所

<連携の内容>

- ・児童の情報交換
- ・専門スタッフ等の紹介派遣

<学校側の窓口>

- ・校長

- ・教頭

- ・生徒指導主事

<連携機関名>

- ・岡山北警察署

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施

<学校側の窓口>

- ・教頭

- ・生徒指導主事

学校が実施する取組

①
いじめの防止

(職員研修)

- ・年度当初いじめ防止についての共通理解を図り、児童の様子を学校全体で見えていく校内組織や相談体制の確立を行う。終礼、校内支援委員会(月1回)で児童の情報交換を行い、全教職員で児童や学級の様子を共有する。

(教育相談体制)

- ・教育相談(アンケートも実施)、人権週間、学校評価アンケート、QUや日々の日記等、様々な面で児童の状態を把握し、学校全体で共通理解する。

(居場所づくり)

- ・児童に豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- ・善悪の判断力を高め、自己指導能力の育成に努める。

(学校行事等)

- ・児童の主体的な参加による活動を進める。(学級遊び、縦割り班遊び、縦割り班掃除、人権月間の取り組み年2回、全校遠足など)

(情報モラル教育)

- ・児童生徒への情報モラル指導や保護者への啓発を実施する。

②
早期発見

(実態把握)

- ・終礼、校内支援委員会で児童の情報交換を行い、全教職員で気になる児童へかかわる。

- ・児童の様子などの情報交換を日頃から密に行い、実態把握に努める。問題行動が発生するおそれがある場合には、対応の方針を確認し、組織的な対応を心がける。

(教育相談体制)

- ・児童を対象にアンケート調査を年3回行う。(5月、11月、2月)

- ・教育相談を実施し(5月、11月、2月)、実態把握に努める。

(家庭連携)

- ・連絡帳や電話等で保護者・園と連絡を取り合い、相談しやすい関係を日頃からつくる。

(情報共有)

- ・園との生徒指導連絡会、校長園長会を月1回行い、気になる変化や行動があった児童の情報共有を行う。ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いをもってみるなど、いじめを軽視することなく積極的に認知する。

(地域連携)

- ・スポーツ少年団の指導者や放課後子ども教室のスタッフと連携を密にし、放課後の児童の様子を把握する。

③
いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- ・いじめが疑われる言動や行動を目撃したり通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに事実確認を行う。(校内連絡体制による迅速な連携)

(いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめを見た、またはその疑いのある行為を見た場合すぐにやめさせる。事情を開き実態の把握を行い組織的に指導するため、いじめ対策委員会を開催する。

- ・「学校単独での対応が困難な事態」の場合には、吉備中央町教育委員会と相談し、必要に応じて外部の専門機関へ連携を求める。

(いじめられた児童への支援)

- ・いじめの事実が確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等気付かせるなど、毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周辺環境や人間関係など、その背景を把握した上で、保護者・園の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

(周辺児童への指導)

- ・自分の問題として捉えさせ、いじめを認識していたかを確認するとともに誰かに知らせることは人権と命を守る尊い行為であり、知らせる勇気をもつよう指導する。

- (継続的な支援)・経過観察を行い、該当児童が自己肯定感を回復し、よりよい関係を築いていけるよう、必要な指導を継続的に行う。